

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	不活性ガス系窒素供給用空気作動弁（1台）の点検時、駆動部に空気の漏えい（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	循環水ポンプ（A）において、グランド排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口側溶存酸素計の流量調整時、流量調整弁にシートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	4号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ類受けタンク出口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	主発電機旧励磁機室空気取入れフィルタにおいて、金網に腐食による破損が認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	
6	5号機	廃棄物処理系使用済樹脂タンク復水脱塩装置連絡弁の点検時、開閉検知リミットスイッチ用フレキシブル電線管の脱落等が認められたため、当該電線管を交換	D	
7	5号機	環境測定用熱蛍光線量測定バッジ（TLB）素子の定期点検時、素子（1個）に校正基準値外れが認められたため、当該素子を交換及び対応検討	D	
8	5号機	原子炉建屋1階南側設置の制御棒水圧制御ユニット（06-11）において、スクラム電磁弁に異音（うなり音）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋サンプル循環ラックのヒータードレンポンプ（B）出口サンプルライン切替弁において、閉表示用ランプに点灯不良（不点）が認められたため、当該弁開閉表示回路を点検・修理	D	
10	5号機	プロセス放射線モニタ盤において、海水放射線モニタ（B）記録計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）のフラッシング実施時、循環ポンプ廻りの配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	6号機	廃棄物処理系低電導度ドレンサンプ（B）への流入配管において、詰まりの可能性が認められたため、当該配管を点検・清掃	対象外	
13	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器樹脂移送用復水圧力調整弁の動作不良による過流量が認められたため、当該調整弁を点検・調整	D	
14	6号機	原子炉冷却材浄化系監視盤において、原子炉入口側温度（ポイント4番）の指示計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
15	6号機	所内ボイラ（B）起動操作中、主蒸気流量変換器用取出し配管付近の保温材より凝縮水のリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
16	その他	1、2号機共用排気筒塗装修理工事において、事務本館東側駐車場等への塗料の飛散が認められたため、対応検討	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで